

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	町立小中学校給食食材費補助事業(R7年度経済対策分)	①高騰する給食食材費の増額分の負担を支援し、保護者負担を増やすことなく、栄養バランス・量を保った学校給食の実施を目的として補助金を交付。 ②給食実施に係る食材費高騰相当額 ③基準額((対象給食回数の平均)×(1食単価×33.5%)×(小・中学校児童生徒数))または、令和7年度の学校給食の食材の実購入費から令和7年度給食費収入額を控除した額のいずれか少ない額。対象外経費4,300千円については、一般財源。 ④給食会計を取り扱う時津町学校給食公社(教職員等を除く、町立小中学校に通う児童生徒の保護者)	R7.4	R8.3
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	町立小中学校給食食材費補助事業(R7物価高騰対策分)	①高騰する給食食材費の増額分の負担を支援し、保護者負担を増やすことなく、栄養バランス・量を保った学校給食の実施を目的として補助金を交付。 ②給食実施に係る食材費高騰相当額 ③基準額((対象給食回数の平均)×(1食単価×33.5%)×(小・中学校児童生徒数))または、令和7年度の学校給食の食材の実購入費から令和7年度給食費収入額を控除した額のいずれか少ない額。対象外経費4,300千円については、一般財源。 ④給食会計を取り扱う時津町学校給食公社(教職員等を除く、町立小中学校に通う児童生徒の保護者)	R7.4	R8.3
3	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道基本料金減免による臨時的生活支援事業(R7年度経済対策分)	①物価高騰の影響を受けた生活者に対し、水道料金の基本料金を減免することで、生活者の支援を行う。 ②時津町水道事業会計に繰り出し、水道基本料金(事業所・公共・官公署除く)の減免にかかる費用及び料金減免システム運用委託業務費 ③11,800世帯×770円×3か月分=27,258千円及び3か月間の料金及び減免システム運用業務委託費165千円 ④町民	R7.12	R8.3
4	④消費下支え等を通じた生活者支援	下水道基本料金減免による臨時的生活支援事業(R7年度経済対策分)	①物価高騰の影響を受けた生活者に対し、下水道使用料金の基本料金を減免することで、生活者の支援を行う。 ②時津町下水道事業会計に繰り出し、下水道使用基本料金(事業所・公共・官公署除く)の減免にかかる費用 ③11,400世帯×1,056円×3か月分=36,116千円及び減免システム運用業務委託費165千円 ④町民	R7.12	R8.3
5	④消費下支え等を通じた生活者支援	浄化槽基本料金減免による臨時的生活支援事業(R7年度経済対策分)	①物価高騰の影響を受けた生活者に対し、浄化槽使用料金の基本料金を減免することで、生活者の支援を行う。 ②時津町浄化槽整備事業特別会計に繰り出し、浄化槽使用基本料金(事業所・公共・官公署除く)の減免にかかる費用 ③237世帯×1,056円×3か月分=751千円 ④町民	R7.12	R8.3
6	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	教育・保育施設物価高騰対策支援事業(延長保育事業分)(R7年度経済対策分)	①延長保育を実施する町内私立保育所等のうち、光熱水費や物価高騰の影響により交付基準を超える費用を負担している保育所等に対して補助金を交付することで、安定した延長保育の実施を支援する。 ②保育所等が延長保育事業に要する対象経費から利用者負担金及び子ども・子育て支援交付金交付要綱に規定する交付基準により算定した額を控除した額又は36万円のいずれか少ないほうの額。 ③施設×36万円 ④公立を除く町内の延長保育を実施する事業者のうち、交付基準を超える費用を負担している保育所等	R7.4	R8.4以降
7	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	崎野自然公園指定管理料物価高騰対応支援事業(R7年度経済対策分)	①物価高騰や最低賃金の引上げ等により、厳しい運営を強いられている指定管理者に対し物価高騰及び人件費高騰相当額の指定管理料を増額することで、崎野自然公園の持続的なサービス提供と適切な管理運営を図る。 ②指定管理料(施設運営に係る経費の物価高騰相当額) ③最低賃金増加相当分 880千円、その他経費増加分 272千円 ④崎野自然公園指定管理者	R7.4	R8.3
8	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	学校等各公共施設エネルギー価格高騰対応事業(R7年度経済対策分)	①原油価格・物価高騰に伴い、光熱費が増大している町立小中学校、町立保育所、町児童館、町社会教育施設等に対して交付金を充当し、負担軽減を行うことで住民の利用に供する各施設の運営の安定化を図る。 ②町立小中学校、町立保育所、町児童館、町社会教育施設の光熱費(電気・ガス)の高騰分 ③R6年度の光熱費(電気・ガス)とR7年度の光熱費見込(電気・ガス)の差額、小学校 2,141千円(4校分合計)、中学校 679千円(2校分合計)、保育所 324千円、児童館 22千円(4館分合計)、社会教育施設 1,215千円(公民館・南公園・B&G海洋センター 3施設分合計) ④町立小学校、町立中学校、町児童館、町社会教育施設	R7.4	R8.4以降
9	④消費下支え等を通じた生活者支援	各種団体物価高騰対応支援事業(R7年度経済対策分)	①物価高騰により主催行事や会の運営費が不足する団体に対し、物価高騰分として補助を増額することで、団体の負担を緩和し、安定した運営と団体の継続を図る。 ②町シニアクラブ連合会運営費273千円、町スポーツ協会運営費600千円 ③町シニアクラブ連合会:補助基準額×10.9%(物価上昇率) ・町スポーツ協会:人件費・物価高騰による事業費等の年間不足額600千円 ④町シニアクラブ会員、町スポーツ協会加入団体会員	R7.8	R8.4以降
10	④消費下支え等を通じた生活者支援	自治会活動物価高騰対応支援事業(R7年度経済対策分)	①物価高騰により自治会活動に使用する物品の購入や公民館施設の整備に支障をきたしている自治公民館を所有または管理する者に対し、補助を行うことで自治会活動を継続して実施できる環境を整備する。 ②1自治公民館あたり、エアコン整備・照明器具のLED化等施設の整備:対象経費の3/4以内、備品購入:対象経費の2/3以内 ③自治公民館施設のLED化・エアコン設置等自治公民館施設整備1,508千円+備品購入費990千円 ④町内15自治公民館のうち、物品の購入等を行う自治公民館	R7.4	R8.3
11	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	多子世帯保育料無償化事業(R7年度経済対策分)	①物価高騰の影響を受けている多子世帯に対し、第2子(同時在園のみ)及び第3子以降の保育料を無償化することにより、子育て世帯の経済的な負担軽減を図る。 ②令和7年度の第2子(同時在園)及び第3子保育料減免に係る費用(歳入減) ③令和7年度見込み 第2子保育料 延べ1,879人(38,236千円)、第3子保育料 延べ332人(15,414千円) 計 53,650千円 ④町内在住で保育園・認定こども園を利用する第2子及び第3子の保護者	R7.4	R8.4以降
12	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	乳幼児・小中学生インフルエンザ予防接種接種料支援事業(R7年度経済対策分)	①物価高騰の影響を受けている子育て世帯に対し、令和7年度インフルエンザ予防接種にかかる自己負担分を助成することで子育て世帯の負担軽減を図る。 ②乳幼児、小学生及び中学生の予防接種費用の自己負担額の一部または全部。 ③令和7年度見込み 乳幼児 4,481円×1,531人(延べ) 小学生 4,481円×1,666人(延べ) 中学生 4,481円×654人(延べ) 合計 17,257千円 ④インフルエンザワクチンを接種する乳幼児から中学生までの保護者	R7.4	R8.4以降
13	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	高齢者交通費支援事業(R7年度経済対策分)	①物価高騰に伴う地域公共交通機関の運賃改定などにより、負担が増している運転免許を有さない高齢者に対し、交通費の助成を行うことで経済的な負担軽減と高齢者の日常的な外出支援を図る。 ②70才以上の運転免許を有さない高齢者が利用するバスまたはタクシーの運賃のいずれかで一人当たり上限9,000円。 ③バス 9,000円×1,275人×90%=10,328千円 タクシー 9,000円×1,655人×90%=13,405千円 合計 23,733千円 ④運転免許を有していない70才以上の高齢者	R7.4	R8.4以降